

# 筑波サーキット・コース1000 ドリフト走行規定

2014年10月

本規定は、筑波サーキット・コース1000でドリフト走行を行う上での規則となります。安全・快適にご利用いただくため『コース1000貸切規約・使用契約書』および注意事項とともに遵守していただくものです。貸切主催者様におかれましては、参加者様が、安全で楽しいサーキット走行になりますよう、十分なご理解とご協力をお願い申し上げます。万一、遵守いただけない場合は、貸出しのお断り、使用中に不適当な車両・マナーに該当すると判断した場合は、やむを得ず貸切中止や該当車両の排除となる場合もございます。

●ドリフト走行を開催するは、必ずお申込み時にその旨をお知らせ下さい。ご相談の上、使用可能かどうかの判断、詳細を決めさせていただきます。

## 1. コース走行方向

- ・ドリフト走行は、通常走行（右回り）の逆（左回り）での走行となります。
- ・初心者スクール・初級クラスは、通常の右回り走行が認められる場合がございます。

## 2. ドリフト禁止区間

ドリフト走行禁止区間がございます。下図のドリフト禁止区間内は徐行となりますのでご注意ください。



## 3. 走行台数

- ・逆回り（左回り）走行で同時にコースインできる走行台数は、10台となります。
- ・初心者スクール・初級クラスによる右回り走行で同時にコースインできる走行台数は、12台までとなります。
- ・同時に同乗できる台数は7台までになります。

## 4. 傷害保険の加入について

- ・同乗走行をされる場合、走行枠の方全員に、筑波サーキット傷害保険（500円保険）にご加入していただきます。ご加入が無い場合、同乗走行をご遠慮いただきます。

## 5. その他

- ・ドリフト走行が可能な時間帯は、9時から12時、13時から16時までになります。前後の延長使用はできません。
- ・60分の走行内に連続15分インターバルを設けてください。インターバルはグリップ走行の設定でもかまいません。詳しくはスタッフにお尋ねください。
- ・車両は、登録車両（ナンバー付き）車検対応範囲内となり、音量は96db以内になります。
- ・車両は、主催者様が責任を持って点検確認を行い、規定外車両の走行は禁止されますようご協力ください。
- ・必要に応じてスタッフが音量測定を行う場合もございます。